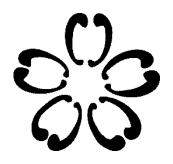
# 私 道 等 整 備 補 助 金 交付の手引き



千葉県 佐倉市

# 

補.	助制度のあらまし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. 制度の内容及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2. 道路愛護組合の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3. 補助金の交付対象となる私道の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	4. 各補助金の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	5. 移管する場合に受けられる補助金と、道路整備工事のみ実施の	
	場合に受けられる補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(a) T	学版本芸術を割する	4
⊚ I	道路愛護組合設立まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1. 道路愛護組合の設立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
П	補助金交付申請から完了まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1. 私道等整備補助金交付申請書の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2. 私道等整備補助金交付可否の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3. 第3者(事業者)と事業契約を締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	4. 私道等整備補助金交付(不交付)決定の通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	5. 私道等整備補助金交付請求書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	6. 支払手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	7. 補助金の受取・事業者への支払い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	8. 私道等整備補助金確定通知・事業完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Ш	私道等整備補助金交付の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		1
IV	佐倉市私道等整備補助金交付要綱 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
V	様式記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
VI	道路愛護組合規約(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40

## 補助制度のあらまし

#### 1. 制度の内容及び目的

この制度は、市民の皆様が利用されている道路の中で、一般の通行に使用されていながら用地の権利関係や構造上の問題で市道として認定ができない私道において、道路整備を実施したい場合や私道を市に移管したい場合に必要となる皆様が行う事業に対し、経費の一部を補助しようとするもので、市民の皆様の生活環境の向上を目的とします。

#### 2. 道路愛護組合の設立

この制度により補助を受けようとする場合は、道路愛護組合(私道を構成する敷地 又は私道に隣接する敷地である土地を所有する者が規約を定めて設立した団体)の設 立が必要となります。

#### 3. 補助金の交付対象となる私道の要件

#### ①移管する場合

- ・私道の両端が公道に接し、住宅が5戸以上あること。
- ・私道の一端が公道に接し、住宅が7戸以上ある行き止まり私道で、終端に直径8メートル以上の回転広場があること。
- 私道の幅員が4メートル以上であること。
- ・私道に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、抵当権については、移管 を受けるまでに、所有権者において抹消が可能な場合はこの限りでない。
- ・私道と隣接地との境界が決まっていること。

#### ②道路整備工事をする場合

- ・私道の両端が公道に接し、住宅が5戸以上あること
- ・私道の一端が公道に接し、住宅が7戸以上あること
- ・私道の幅員が2.7メートル以上であること。

※なお、この補助金を受けられるのは1度限りです。

#### 4. 各補助金の申請について

申請は、私道等整備補助金交付申請書(様式第3号)に各補助金ごとに定められた書類を添付して申請してください。

#### ① 測量等補助金

(内容) 道路用地の確定や土地分筆登記等の経費に対する補助金。

(申請書に添付する書類)

- 位置図
- ・公図の写し
- · 私道所有者移管同意書(様式第4号)
- 登記事項証明書
- · 資金計画書(様式第5号)
- ・その他市長が必要と認める書類

#### ② 工事設計等補助金

(内容) 道路整備工事のための路線測量、実施設計の経費に対する補助金。 (申請書に添付する書類)

- 位置図
- 工事計画区域図
- ・権利者の承諾書(様式第6号)の写し
- ・誓約書(様式第7号)
- ·資金計画書(様式第5号)
- ・その他市長が必要と認める書類

#### ③ 舗装等補助金

(内容)舗装工事、側溝等排水工事、安全施設工事の経費に対する補助金。 (申請書に添付する書類)

- 位置図
- · 工事計画区域図
- ・権利者の承諾書(様式第6号)の写し
- ・誓約書(様式第7号)
- ·資金計画書(様式第5号)
- ・その他市長が必要と認める書類

#### ④台帳作成補助金

(内容) 道路台帳の調製の経費に対する補助金。

(申請書に添付する書類)

- 位置図
- ・公図の写し
- ・私道所有者移管同意書(様式第4号)
- 登記事項証明書
- · 資金計画書(様式第5号)
- ・その他市長が必要と認める書類

# 5.移管する場合に受けられる補助金と、道路整備工事のみ実施の場合に受けられる補助金

	移管する場合	道路整備工事のみ実施の場合
① 測量等補助金	0	×
② 工事設計等補助金	0	0
③ 舗装等補助金	0	0
④ 台帳作成補助金	0	×

※補助を受ける順番は、移管をする場合(① $\rightarrow$ 2 $\rightarrow$ 3 $\rightarrow$ 4の順番)、道路整備工事のみ 実施の場合(2 $\rightarrow$ 3の順番)で、それぞれの補助事業を申請していただきます。

## 道路愛護組合設立まで

#### 1. 道路愛護組合の設立

- (1) 道路愛護組合の設立にあたっては、**私道を構成する敷地又は私道に隣接する敷地 である土地を所有する者全ての方**が、組合員となり、移管や工事を要望していることが必要となりますので、十分な話合いを行ってください。
- (2) 道路愛護組合の設立の手続きは、組合長以下役員を選出し、「道路愛護組合設立 届出書」(様式第 1 号)及び添付書類「規約、組合員の同意書・役員名簿」を市に 提出してください。
- ※組合員の同意書には、<u>私道を構成する敷地又は私道に隣接する敷地である土地を所</u> 有する者全ての方の署名・捺印が必要となります。

## 補助金交付申請から完了まで

#### 1. 私道等整備補助金交付申請書の提出

補助金を受けようとする道路愛護組合は、「私道等整備補助金交付申請書」(様式第3号)に、各補助金ごとに定められた書類を添付して市に提出してください。 ※事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに申請して頂きます。

## ◆測量等補助金の添付書類

- (1) 位置図(縮尺 1/1,000~1/10,000程度) 当該私道の位置及び道路愛護組合の区域がはっきりと確認できる地図等。
- (2) 公図の写し 法務局備え付けの公図の写し。道路愛護組合の区域すべてが把握できること。
- (3) 私道所有者移管同意書(様式第4号) 私道所有者の同意書。移管される全ての私道所有者からの同意が必要です。(共 有名義の場合は、共有者全員からの同意が必要です。)
- (4) 登記事項証明書 法務局が発行する権利等が記載された書類。移管される土地の全てが必要。
- (5) 資金計画書(様式第5号) 補助金事業の資金計画が記載された書類。
- (6) その他市長が必要と認める書類

## ◆工事設計等補助金の添付書類

- (1) 位置図(縮尺 1/1,000~1/10,000 程度) 当該私道の位置及び道路愛護組合の区域がはっきりと確認できる地図等。
- (2) 工事計画区域図(縮尺 1/200~1/1,000 程度) 当該私道の工事箇所について、道路幅員及び延長を記入した平面図。ただし、 工事箇所内で道路幅員が変化する場合は、幅員ごとの延長及び幅員を記入してくだ さい。
- (3) 権利者の承諾書(様式第6号)の写し 私道所有者の工事に対する承諾書。当該私道の土地所有者全員の承諾書が必要と なります。なお、原本については組合で大切に保管してください。
  - ※ 様式中「権利の種別」には所有権と記入してください。
- (4) 誓約書(様式第7号) 道路愛護組合の誓約書。内容をよく理解したうえで誓約してください。
- (5) 資金計画書(様式第5号) 補助金事業の資金計画が記載された書類。
- (6) その他市長が必要と認める書類
- ◆舗装等補助金の添付書類・・・工事設計等補助金の添付書類と同じ
- ◆台帳作成補助金の添付書類・・・測量等補助金の添付書類と同じ

#### 2. 私道等整備補助金交付可否の通知

市は、道路愛護組合より提出された私道等整備補助金交付申請書に基づき、内容を審査し「私道等整備補助金交付可否通知書」(様式第8号)を道路愛護組合に通知します。

#### 3. 第3者(事業者)と事業契約を締結

私道等整備補助金交付可否通知で「可」の通知を受けた道路愛護組合は、業者の選 定・入札及び契約を市の指導のもと行っていただきます。

また、契約が完了しましたら速やかに「監督依頼届」(様式第 9 号) に当該契約書の写しを添付し、市に提出してください。

#### 4. 私道等整備補助金交付(不交付)決定の通知

「監督依頼届」(様式第9号)が提出された後、市はその内容を審査したうえで「私道等整備補助金交付(不交付)決定通知書」(様式第10号)を道路愛護組合に通知します。

#### 5. 私道等整備補助金交付請求書の提出

私道等整備補助金交付(不交付)決定通知で、「交付決定」の通知を受けた道路愛護組合は、「私道等整備補助金交付請求書」(様式第11号)を市に提出してください。 **※振込銀行口座は個人名義にしないで下さい。** 

#### 6. 支払手続き

「私道等整備補助金交付請求書」(様式第11号)が提出された後、市は、補助事業等が完了するころに、道路愛護組合に対し、補助金を概算払します。

#### 7. 補助金の受取・事業者への支払い

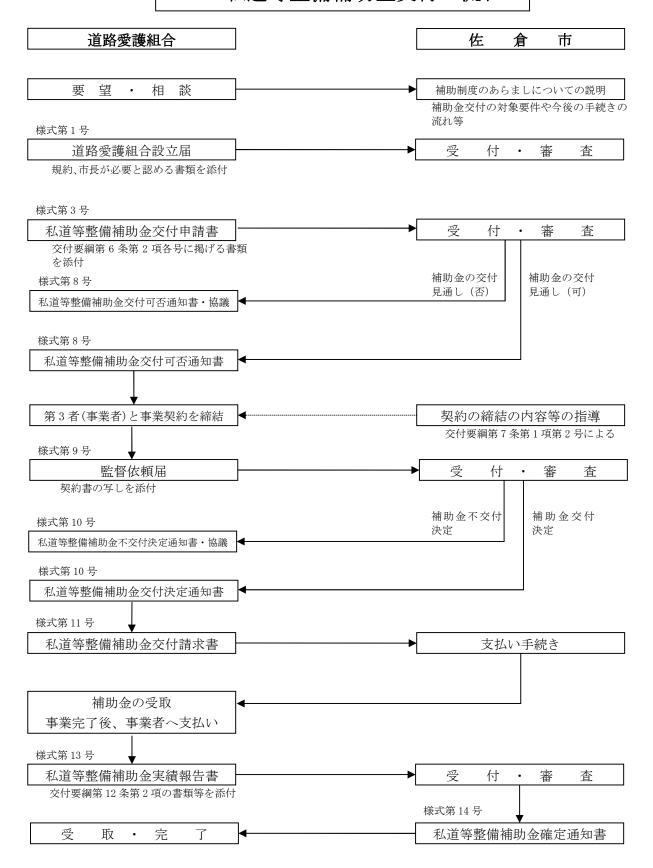
補助金の概算払を受けた道路愛護組合は、事業が完了した後、契約に基づき、事業者に対し、支払い手続きをしてください。その後、道路愛護組合は、「私道等整備補助金実績報告書」(様式第13号)に、契約に基づく支払いが完了したことを証明する書類等を添付し、市に提出してください。

#### 8. 私道等整備補助金確定通知·事業完了

「私道等整備補助金実績報告書」(様式第13号)が提出された後、市は、提出された書類及び現地の検査を行い、必要に応じ、道路愛護組合に対し、指導を行い、その後、「私道等整備補助金確定通知書」(様式第14号)を道路愛護組合に通知します。

以上で私道等整備補助金の補助事務は完了です。

## Ⅲ 私道等整備補助金交付の流れ



私道等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道及び市道の整備を図るため、私道等整備補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則(平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)公道 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。
  - (2) 私道 私人が所有する公道以外の道路であって、一般の交通の用に供されているものをいう。
  - (3) 移管 私道を市へ無償で譲渡することをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象者は、道路愛護組合(私道を構成する敷地又は私道に隣接する敷地である土地を所有する者)が規約を定めて設立した団体をいう。以下同じ。)とする。
- 2 補助金の交付を受けようとする道路愛護組合は、道路愛護組合設立届(別 記様式第1号)に当該団体の規約その他市長が必要と認める書類を添えて市 長に届け出るものとする。
- 3 前項の規定により市長に届け出た道路愛護組合は、団体の名称、役員その 他の規約に定める事項に変更があったときは、道路愛護組合届出事項変更届 (別記様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に届 け出るものとする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、当該 経費が市の補助の対象となったことのある私道に係る経費であるときは、対 象としない。
  - (1)移管しようとする私道の現況を確認し、及び境界を確定するための測量、分筆の登記の申請、地図等の訂正の申出及び次に掲げる書類の作成に係る経費
    - ア 地積測量図
    - イ 地形図
    - ウ 土地現地調査書
  - (2) 私道の舗装その他私道の整備のための次に掲げる事務に係る経費

- ア 路線測量
- イ 実施設計
- (3) 私道の舗装その他私道の整備のための次に掲げる工事に係る経費
  - ア 舗装工事
  - イ 側溝等排水工事
  - ウ安全施設工事
- (4) 移管しようとする私道に関する道路法第28条に規定する道路台帳を調製するための次に掲げる資料の作成に係る経費
  - ア 位置図
  - イ 多角点網図
  - ウ 区域線図
  - 工 現況平面図
  - 才 丈量図
  - カ 公図の写し
  - キ 地下埋設物位置図
  - ク 道路標準断面図
- 2 前項に掲げる経費は、第7条第1項第1号の契約に要した費用と同額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助金の交付の対象となる経費の2分 の1以内の額であって、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(交付の申請)

- 第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出 しなければならない申請書は、私道等整備補助金交付申請書(別記様式第3 号)とする。
- 2 私道等整備補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる補助金 の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- (1)第4条第1項第1号に掲げる経費に対する補助金(以下「測量等補助金」 という。) 次に掲げる書類
  - ア 位置図
  - イ 公図の写し
  - ウ 私道所有者移管同意書(別記様式第4号)
  - 工 登記事項証明書
  - 才 資金計画書 (別記様式第5号)
  - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 第4条第1項第2号に掲げる経費に対する補助金(以下「工事設計等補

助金」という。) 次に掲げる書類

- ア 位置図
- イ 工事計画区域図
- ウ 権利者の承諾書 (別記様式第6号) の写し
- 工 誓約書 (別記様式第7号)
- 才 資金計画書
- カ その他市長が必要と認める書類
- (3)第4条第1項第3号に掲げる経費に対する補助金(以下「舗装等補助金」 という。) 前号に掲げる書類
- (4) 第4条第1項第4号に掲げる経費に対する補助金(以下「台帳作成補助金」という。) 第1号に掲げる書類
- 3 市長は、道路愛護組合が2以上の区分の補助金を受けるため前項に掲げる 書類を重複して提出しようとするときは、当該書類の全部又は一部を省略さ せることができる。
- 4 市長は、私道等整備補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付の可否の見通しを私道等整備補助金交付可否通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。
- 5 前項の規定による通知を受けた道路愛護組合は、次条第1項第1号の規定 により契約を締結したときは、直ちに監督依頼届(別記様式第9号)に当該 契約書の写しを添付して市長に提出するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件 は、次のとおりとする。
  - (1)補助事業等の実施を第三者に委託する契約(以下「契約」という。)を締結すること。
  - (2) 前号の契約の締結の内容その他必要な事項は、市長の指導により定めること。
- 2 前項に定めるもののほか、補助金の区分ごとの条件は、次の各号に掲げる 補助金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 測量等補助金 次に掲げる条件
  - ア 住宅5戸以上で集落を形成する地域内の私道であって、その両端が公道に接続しているもの又は住宅7戸以上で集落を形成する地域内の私道であって、一端が公道に接続し、もう一端に直径8メートル以上の回転広場が設けられているものであること。
  - イ 私道の幅員が4メートル以上であること。
  - ウ 私道に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、抵当権の

登記がされている場合であって、移管を受けるまでに当該登記の抹消が 見込まれると市長が認めたときは、この限りでない。

- エ 私道と隣接地との境界が確定していること。
- (2) 工事設計等補助金 次に掲げる条件
  - ア 住宅5戸以上で集落を形成する地域内の私道であって、その両端が公道に接続しているもの又は住宅7戸以上で集落を形成する地域内の私道であって、一端が公道に接続しているものであること。
  - イ 私道の幅員が2.7メートル以上であること。
- (3) 舗装等補助金 前号に掲げる条件
- (4) 台帳作成補助金 第1号 (同号ウただし書を除く。) に掲げる条件 (交付の決定)
- 第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、私道等整備補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第10号)によるものとする。 (支払方法)
- 第9条 補助金は、その全額を、道路愛護組合からの請求を受けた上で補助事業等が完了するころに、概算払をするものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項に定める請求書は、私道等整備補助金交付請求書(別記様式第11号)とする。

(変更の申請)

第11条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業 変更申請書(別記様式第12号)とする。

(実績報告)

- 第12条 規則第13条に定める実績報告書は、私道等整備補助金実績報告書 (別記様式第13号)とする。
- 2 私道等整備補助金実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 契約に基づく支払が完了したことを証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 道路愛護組合は、補助事業等の完了後30日以内に、私道等整備補助金実 績報告書を提出しなければならない。
- 4 市長は、私道等整備補助金実績報告書の提出を受けたときは、速やかに書類及び現地の検査を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ指導を行うものとする。

(額の確定)

第13条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、私 道等整備補助金確定通知書(別記様式第14号)によるものとする。 附 則(平成26年3月31日決裁25佐道維第722号) (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 (有効期限)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月5日決裁26佐道維第667号) この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日決裁佐財第577号) (施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正 規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名

代表者 住 所

氏 名 ⑩

(連絡先電話

## 道路愛護組合設立届

年 月 日付けで道路愛護組合を設立したので届け出ます。

記

- 1 目的
- 2 組合の戸数
- 3 添付書類

規約

その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名

代表者 住 所

氏 名

ED

## 道路愛護組合届出事項変更届

年 月 日付けで設立の届出をした道路愛護組合について、 下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

- 1 変更内容
- 2 添付書類 市長が必要と認める書類

## 様式第3号(第6条関係)

## 私道等整備補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所(所在地) 申請者 氏名(団体名及び代表者名) ®

(測量等・工事設計等・舗装等・台帳作成)補助金の交付を受けたいので、 佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき、次のとおり申請します。

補 助	年	度	年度				
	名	称					
補助を申	目的•卢	可容					
請する事業の概要	目標と	す値					
	目標とる 成	す果					
経 費 所	要総	額					円
交付	申請	額					円
着手及び年	完了予 用	· 定 日	着 手 年 月 日 完了予定年月日	年年	月月	日日	
添付	書	類					

様式第4号(第6条関係)

## 私道所有者移管同意書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

私が所有する下記の土地について、道路幅員4.0 m以上(すみきりについては指定寸法)を確保し、その部分を公衆用道路として佐倉市に無償で移管することについて同意します。

なお、移管となる土地に抵当権が設定されている場合は、移管手続の際に、 私の責任において、速やかに抹消することを確約いたします。

記

所有する土地の所在

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名

代表者 住 所

氏 名

EI

資 金 計 画 書

経	費	所	要	総	額	I	円
補」	助金	:交·	付日	申請	額	Ţ	円
地	準	備	積	立	金	Ţ	円
元	1	時	徴	収	金		円
負	寄		附		金	į	円
	借		入		金	Ī	円
担	そ		0)		他	I	円
額			計			į	円

<sup>※</sup> 一時徴収金がある場合は、その負担方法を別紙に記入して添付すること。

## 様式第6号(第6条関係)

#### 権利者の承諾書

年 月 日

道路愛護組合

代表者様

住所

権利者

氏名

私が権利を有する下記の私道敷地について舗装工事等が施工されることを 承諾します。

また、当該私道が今後、一般交通の用に供されることについて異議ありません。

土	地	0)	所	在	及	び	地	番	権	利	0)	種	別	

様式第7号(第6条関係)

誓約書

年 月 日

(EIJ)

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付けの私道等整備補助金の交付申請に関し、下記 事項を遵守し、履行することを誓約します。

- 1 私道の舗装工事等の施工上支障となる工作物等は、自己の負担において 処理します。
- 2 佐倉市補助金等の交付に関する規則及び私道等整備補助金交付要綱を遵守します。
- 3 私道の舗装工事等の施工に関し異議、紛争等が生じたときは、道路愛護 組合内で処理し、佐倉市に対し一切迷惑をかけないことを誓約します。

様式第8号(第6条関係)

第号年月日

様

佐倉市長 即

#### 私道等整備補助金交付可否通知書

年 月 日付けで交付申請のあった(測量等・工事設計等・ 舗装等・台帳作成)補助金について、佐倉市私道等整備補助金交付要綱第6条 第4項の規定により通知します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 交付の可否

様式第9号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名

代表者 住 所

## 監督依頼届

年 月 日付けで私道等整備補助金交付可否通知書を受け、 私道等整備補助金交付要綱第7条第1項の規定により契約を締結したので届 け出ます。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 添付書類

契約書の写し

## 様式第10号(第8条関係)

## 私道等整備補助金交付(不交付)決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(EII)

住所 (所在地)

申請者

氏名(団体名及び代表者名)

様

佐倉市長

年 月 日付けで申請があった(測量等・工事設計等・舗装等・台帳作成)補助金の交付について、次のとおり(交付しないことに)決定したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき通知します。

補	助	年	度	年度
補	助金等	等の名	称	
補	助事業	等の名	称	
経補と	費所要約	の 対	ち象費	
交	付	央 定	額	円
交	付 予	定時	期	
交又不	付 交 付	条 の 理	件は由	

## 様式第11号(その1)(第10条関係)

## 私道等整備補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所 (所在地)

申請者

氏名(団体名及び代表者名) 卸

第 号で決定があった(測量等・工事設計等・舗装等・ 台帳作成)補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき請求 します。

請求金額

(その2)

(額の確定に基づく追加請求用)

#### 私道等整備補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所 (所在地)

申請者

氏名(団体名及び代表者名) ⑩

第 号で額の確定の通知があった(測量等・工事設計等・舗装等・台帳作成)補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき請求します。

請求金額

## 補助事業変更申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所(所在地)申請者

氏名(団体名及び代表者名) ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業等を変更したいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき、次のとおり申請します。

補 助	年 度	年度				
補助金等	の名称					
補助事業等	等の名称					
内容	変更前					
ri 台	変更後					
経費	変更前					円
所要総額	変更後					円
交付申請額	変更前					円
文门中明领	変更後					円
着手及び	変更前	着 手 年 月 日 完了予定年月日	年年	月月	日日	
完了予定 年月日	変更後	着 手 年 月 日 完了予定年月日	年年	月 月	日日	
添付	書類					

#### 私道等整備補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所(所在地) 申請者

氏名(団体名及び代表者名) ⑩

年 月 日付け 第 号で(測量等・工事設計等・舗装等・台帳作成)補助金の交付決定を受けた事業を完了したので、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき、次のとおり報告します。

補	助	左	F	度	年度				
		名		称					
44		目的	j • Þ	內容					
補業概	助等の要	活	動	値					
		成		果					
経	費万	斤 要	総	額					円
通交	知 を 付	· 受 決	け 定	た 額					円
既り	こ交付	を受	けた	2額					円
着年	手 万	を 月	完	了目	着手年月日 完了年月日	年年	月月	日日	
添	付	iii F	<u></u>	類					

様式第14号(第13条関係)

 第
 号

 年
 月
 日

住所 (所在地)

申請者

氏名 (団体名及び代表者名)

様

佐倉市長 卸

## 私道等整備補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった(測量等・工事設計等・舗装等・ 台帳作成)補助金について、次のとおり額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付済額 円

3 確 定 額 円

4 その他

□返納の場合

確定額 円と交付済額 円の差額 円については、別 添納入通知書兼領収書により 年 月 日までに返納してください。

□追給の場合

確定額 円と交付済額 円の差額 円については、私 道等整備補助金交付請求書(別記様式第11号(その2))により 年 月 日までに請求してください。

別記

様式第1号(第3条関係)

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名 佐倉道路愛護組合 代表者 住 所 佐倉市海隣寺町97番地 氏 名 組合長 佐倉 太郎 ⑩ (連絡先電話 043-484-1111)

#### 道路愛護組合設立届

令和○年○○月○○日付けで道路愛護組合を設立したので届け出ます。

記

- 1 目的 私道の移管、道路整備工事
- 2 組合の戸数 20
- 3 添付書類

規約

その他市長が必要と認める書類 組合員の同意書、役員名簿

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名 佐倉道路愛護組合 代表者 住 所 佐倉市海隣寺町97番地 氏 名 組合長 佐倉 太郎印

## 道路愛護組合届出事項変更届

令和○年○○月○○日付けで設立の届出をした道路愛護組合について、下 記のとおり変更がありましたので届け出ます。

- 1 変更内容 組合役員の交代
- 2 添付書類市長が必要と認める書類役員名簿(役員変更の場合)

## 私道等整備補助金交付申請書

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

住所 佐倉市海隣寺町 97 番地申請者

氏名 組合長 佐倉 太郎 印

(測量等)工事設計等・舗装等・台帳作成)補助金の交付を受けたいので、 佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき、次のとおり申請します。

補助	年	度	令和○年度
	名	称	佐倉道路愛護組合測量等業務委託
補助を申		容	私道の移管
請する事業の概要		す値	$L = 200 \mathrm{m}$
	目標とる 成	す果	$L = 200 \mathrm{m}$
経 費 原	丁 要 総	額	800,000 円
交 付	申請	額	400,000 円
着手及年	バ完了予 月	· 定 日	着 手 年 月 日
添付	書	類	

様式第4号(第6条関係)

#### 私道所有者移管同意書

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

 土地所有者住所
 佐倉市海隣寺町 97 番地

 氏名(自筆)
 佐倉 太郎

私が所有する下記の土地について、道路幅員4.0 m以上(すみきりについては指定寸法)を確保し、その部分を公衆用道路として佐倉市に無償で移管することについて同意します。

なお、移管となる土地に抵当権が設定されている場合は、移管手続の際に、私 の責任において、速やかに抹消することを確約いたします。

記

所有する土地の所在

佐倉市海隣寺町 97 番地

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名 佐倉道路愛護組合 代表者 住 所 佐倉市海隣寺町 97 番地 氏 名 組合長 佐倉 太郎 ⑩

資 金 計 画 書

経	費所	要	総額	800,000	円
補」	助金交	付申	請額	400,000	円
地	準備	積	立 金	200,000	円
元	一時	徴	収 金	200,000	円
負	寄	附	金		円
	借	入	金		円
担	そ	の	他		円
額		計		400,000	円

<sup>※</sup> 一時徴収金がある場合は、その負担方法を別紙に記入して添付すること。

## 権利者の承諾書

令和○年○○月○○日

佐倉道路愛護組合 代表者 組合長 佐倉 太郎 様

住所 佐倉市海隣寺町 98 番地権利者

氏名 佐倉 太郎 印

私が権利を有する下記の私道敷地について舗装工事等が施工されることを 承諾します。

また、当該私道が今後、一般交通の用に供されることについて異議ありません。

土 地 の 所 在 及 び 地 番	権利の種別
佐倉市海隣寺町 98 番地	所有権

誓約書

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名 佐倉道路愛護組合 代表者 住 所 佐倉市海隣寺町 97 番地 氏 名 組合長 佐倉 太郎 ⑩

令和〇年〇〇月〇〇日付けの私道等整備補助金の交付申請に関し、下記事項を遵守し、履行することを誓約します。

- 1 私道の舗装工事等の施工上支障となる工作物等は、自己の負担において 処理します。
- 2 佐倉市補助金等の交付に関する規則及び私道等整備補助金交付要綱を遵守します。
- 3 私道の舗装工事等の施工に関し異議、紛争等が生じたときは、道路愛護組 合内で処理し、佐倉市に対し一切迷惑をかけないことを誓約します。

様式第9号(第6条関係)

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

道路愛護組合名 佐倉道路愛護組合 代表者 住 所 佐倉市海隣寺町 97 番地 氏 名 組合長 佐倉 太郎 ⑩

## 監督依頼届

令和〇年〇〇月〇〇日付けで私道等整備補助金交付可否通知書を受け、私道等整備補助金交付要綱第7条第1項の規定により契約を締結したので届け出ます。

記

- 1 補助事業等の名称 佐倉道路愛護組合測量業務委託
- 2 添付書類

契約書の写し

#### 様式第11号(その1)(第10条関係)

## 私道等整備補助金交付請求書

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

住所 佐倉市海隣寺町 97 番地 申請者 氏名 佐倉道路愛護組合 組合長 佐倉 太郎 ⑩

佐道維第〇〇号で決定があった<br/>

連量等<br/>
工事設計等・舗装等・台帳作成)<br/>
補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき請求します。

請求金額 400,000円

(額の確定に基づく追加請求用)

## 私道等整備補助金交付請求書

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

住所 佐倉市海隣寺町 97 番地

申請者

氏名 佐倉道路愛護組合 組合長 佐倉 太郎⑩

佐道維第〇〇号で額の確定の通知があった 測量等・工事設計等・舗装等・ 台帳作成)補助金について、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき請求 します。

請求金額 50,000円

## 様式第12号(第11条関係)

## 補助事業変更申請書

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

住所 佐倉市海隣寺町 97 番地申請者

氏名 佐倉道路愛護組合 組合長 佐倉 太郎 ⑩

令和〇年〇〇月〇〇日付け佐道維第〇〇号で交付決定を受けた補助事業等を変更したいので、佐倉市補助金等の交付に関する規則に基づき、次のとおり申請します。

補助	年 度	令和○年度
補助金等	の名称	私道等整備補助金
補助事業等	い名称 おおおり こうしゅう こうしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	佐倉道路愛護組合測量等業務委託
内容	変更前	分筆登記申請手続き件数 11 件
ri 4	変更後	分筆登記申請手続き件数 9件
経費	変更前	800,000円
所要総額	変更後	700,000円
交付申請額	変更前	400,000円
文的中前領	変更後	350,000円
着手及び 完了予定	変更前	着 手 年 月 日
年月日	変更後	着 手 年 月 日
添付	書類	

## 様式第13号(第12条関係)

## 私道等整備補助金実績報告書

令和○年○○月○○日

(宛先) 佐倉市長

住所 佐倉市海隣寺町 97 番地 申請者 氏名 佐倉道路愛護組合

組合長 佐倉 太郎印

令和〇年〇〇月〇〇日付け佐道維第〇〇号で<br/>
測量等<br/>
工事設計等・舗装等・<br/>
台帳作成)補助金の交付決定を受けた事業を完了したので、佐倉市補助金等の<br/>
交付に関する規則に基づき、次のとおり報告します。

補助	年	度	令和〇年度
補業概事の要	名	称	佐倉道路愛護組合測量等業務委託
	目的・内	內容	生活環境の向上・私道の移管
	活動	値	$L = 2 \ 0 \ 0 \ m$
	成	果	L=200m、分筆登記申請手続き件数10件
経 費 原	折 要 総	額	800,000円
通知交付	を 受 け 決 定	た 額	400,000円
既に交付を受けた額			400,000円
	及 び 完 月	了日	着手年月日       令和○年○○月○○日         完了年月日       令和○年△△月△△日
添付	書	類	

## VI 道路愛護組合規約(案)

#### (名 称)

第1条 本組合は、

道路愛護組合と称する。

## (事務所)

第2条 本組合の事務所を道路愛護組合長宅に置く。

#### (目 的)

第3条 本組合は、道路愛護運動の実戦組織として、区域内の道路愛護作業を行うとともに、道路の正しい利用と道路愛護の思想を高め、道路を広く美しく安全に使用し、管理することを目的とする。

#### (実施内容)

- 第4条 本組合は、次の作業内容について年間計画を立てて実施する。
  - (1) 路面の整備(道路舗装・砂利敷均し・路面の清掃)
  - (2) 側溝の整備(側溝の布設・側溝の清掃)
  - (3) 路肩の整備(路肩の整正・草刈)
  - (4) 災害等における応急処置
  - (5) その他必要と認める作業

#### (役 員)

- 第5条 本組合に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
  - (1) 組合長 1名
  - (2) 副組合長 1 名
  - (3) 委 員 若干名

#### (役員の職務)

- 第6条 組合長は組合を代表し、組合を統括する。
- 2 副組合長は組合長を補佐し、組合長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 委員は組合長の命を受け、道路愛護作業の連絡指導にあたる。

#### (会 議)

- 第7条 会議は、毎年4月に開催し組合長がこれを招集する。ただし、組合長が必要と 認めるときは臨時に開くことができる。
- 2 会議は次の事項を議決する。
  - (1) 組合規約の改廃に関すること。
  - (2) 事業計画に関すること。

- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他重要な事項

## (会 計)

第8条 本組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

2 本組合の経費は、積立金・寄付金その他の収入をもってこれに当てる。

## (委任)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会議において定める。

## 附則

この規約は、 年 月 日より施行する。